重要事項説明書(訪問看護)

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所 在 地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3464190010(広島県指定)
管理者・連絡先	訪問看護師長
官理有「理裕元	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大
	字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿
	町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定居宅サービス等の事業所の人員、設備及び 運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第60条及び第61条に規定する人員に関する 基準を下回らないものとします。

(1) 管理者(保健師又は看護師) 1名

(2) 保健師、看護師、准看護師 2.5名以上

(3) 理学(作業)療法士又は言語聴覚士 3名以上

(4) その他職員 必要数

3 営業日及び時間

営業日 月曜日~金曜日 8:30~17:15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日 ~1月3日)

なお、緊急対応 (連絡) 体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

◎ 平日(昼間)の連絡先○ 夜間・休日連絡先○ 0848-76-2811○ 090-1015-3660

4 利用者負担金

(1)介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給 限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

利用料については「別紙1」をご参照ください。

(2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

(3) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。 お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL

(生活の質) の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に擁護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅 介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条(秘密保持)及び公立みつぎ総合病院個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。 但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及 び目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状況など必要な事項を記録し、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 相談窓口、苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応 します。

	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号 0848-76-2495
尾道市北部地域包括支援センター	FAX番号 0848-77-0033
	責任者 管理者 北部地域包括支援センター長
	対応時間 平日8:30 ~ 17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

〇次の公的機関にあいても、古情中山寺の相談	次がてきます。
尾道市御調保健福祉センター	所在地 尾道市御調町市107番地1
	電話番号 0848-76-2235
()建/東T田仁/六	FAX番号 0848-77-0033
 尾道市福祉保健部高齢者福祉課	所在地 尾道市久保1丁目15番1号
尾追川福祉床庭印局即有1部址床 	電話番号 0848-38-9440
月暖杯 楔床	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課	所在地 三原市港町3丁目5番1号
介護保険係	電話番号 0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課	電話番号 0848-67-6050
国保医療係	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
	所在地 世羅郡世羅町本郷947番地
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 	電話番号 0847-25-0072
## ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	電話番号 0847-25-0134
世羅町健康保険課保険係 	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部介護保険課	所在地 府中市府川町315番地
介護福祉係	電話番号 0847-40-0222
	所在地 府中市広谷町919番地3(リ・フル内)
内中川庭泉福祉印度泉推進誌 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	電話番号 0847-47-1310
元気しても床	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談
険担当課	することができます。
	所在地 広島市中区東白島町19番49号
広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783
(国保連)	FAX番号 082-511-9126
	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
	所在地 広島市中区基町10番52号
広島県医療安全支援センター	電話番号 082-513-3058
	対応時間 平日 13:00 ~ 16:00
 広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 広島県広島市南区比治山本町12-2
仏島泉社会福祉協議会)	電話番号 082-254-3419
《四角系は玄神仙/腕銭女》	FAX番号 082-569-6161
八田正 / こハ王版	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

Oまた、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

	所在地	広島県尾道市古浜町26-12
	17111115	
		広島県東部厚生環境事務所
 広島県介護保険審査会		厚生課 厚生推進係
<i>山岛</i> 宗月 暖休快金且云	電話番号	0848-25-2011 (代表)
	FAX番号	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市(公立みつぎ総合病院)(種別 : 市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院
	電話 0848—76-1111 (代表)
	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を
尾道市御調町	実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構
の概要	築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と
	して位置づけられています。
	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)、訪問看護
尾道市御調町の	ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(介護
介護保険	予防通所介護等)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療
サービス	養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
	ホームヘルパーステーション(訪問介護等)等

[別紙1]

(1) 介護保険サービスの利用料

	+	ナービスの内容		算定項目	単位数
	訪問看護 I 1		20 分未満	週1回以上20分以上の訪問を行った場合に限り	314
	訪問	問看護 I 1・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	568
=	訪問	問看護 I 2	30 分未満		471
看護師	訪問	問看護 I 2・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	725
篩	訪問	問看護 I 3	30 分以上 60 分未満		823
保	訪問	問看護 I 3・複 11		2 人以上による場合 (30 分末満) +254	1, 077
保健師	訪問	問看護 I 3・複 12		2 人以上による場合 (30 分以上) +402	1, 225
帥	訪問	問看護 I 4	60 分以上 90 分未満		1, 128
	訪問	問看護 I 4・複 11		2 人以上による場合 (30 分未満) +254	1, 382
	訪問	問看護 I 4・複 12		2 人以上による場合 (30 分以上) +402	1, 530
=	訪問	問看護 I 1・複 21	同行30未満	看護補助者同行による場合 (30 分未満) +201	515
護	訪問	問看護 I 2・複 21			672
補助	訪問	問看護 I 3・複 21			1, 024
者	訪問	問看護 I 4・複 21			1, 329
看護補助者の同行	訪問	問看護 I 3・複 22	同行30分以上	看護補助者同行による場合 (30 分未満) +317	1, 140
行	訪問	問看護 I 4・複 22			1, 445
	訪問	問看護 I 5	1回 (20分)		294
広	訪問看護 I 5 · 複 11		1日2回まで	2 人以上による場合 (30 分末満) +254	548
療法士	訪問看護 I 5·複 12		1週間に6回を限度	2 人以上による場合 (30 分以上) +402	696
±	訪問看護 I 5·2 超		1日2回超1回につき	1日に2回を超えて実施する場合1回20分毎に	265
				3回 (60分) の場合 265×3=795	(795)
		計明手業 市山関州	国が指定する中山間地	所定の単位の 5%加算	
		訪問看護中山間地 域等提供加算	域等に居住する者へサ	通常のサービス提供地域(事業の概要参照)を超えて訪問看護	5%加算
		以守证供加昇	ービス提供加算	を提供する場合	
		緊急時訪問看護加	1月	月に 2 回目以降の緊急訪問については、早朝夜間深夜に係る加	574
	支	算Ⅱ1		算を算定する	0/4
	給	 特別管理加算 I	1月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテ	500
	支給限度額外	14//16-20/491-1		ル等を使用している状態等	000
	額	 特別管理加算Ⅱ	1月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡	250
+0	ሃ ኑ	14//16-25/491-4		の状態等	200
加算		訪問看護サービス	1回につき	7 年以上の経験者を 3 割以上配置し、研修等を定期的に実施し	6
"		提供体制加算 I 1		ている	•
		訪問看護ターミナ	死亡月	死亡日を含む 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した	2, 500
		ルケア加算		場合	2, 000
	退院	時共同指導加算	1 回	退院後初回訪問時	600
		1		(特別管理加算を算定するものにあっては、2回)	
	初回	初回加算Ⅰ	1月	退院日看護師が訪問し、新規看護計画を作成した利用者	350
	ᄪ	初回加算Ⅱ		退院翌日以降に初回訪問し新規看護計画を作成した場合	300
	看護	• 介護連携強化加算	1月	訪問介護事業所の訪問介護員等に、当該利用者のたんの吸引等	250
				の指導を行った場合	

[※]上記表は通常時間帯(午前8時から午後6時)の介護給付費です。

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。

〇訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。 准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。

- 早朝(6 時~8 時まで)夜間(18 時~22 時まで) 25%加算
- ・深夜(22 時~6 時まで) 50%加算

O2 人以上が訪問を行なう場合とは

- ①利用者の身体的理由(体重が重い等)により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

○90 分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

〇退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に 入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。 以下同じ。)を活用して行うこともできます。

〇看護・介護職員連携強化加算について

指定訪問看護事業所の看護職員が指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が利用者に対し 特定行為業務(たんの吸引等)を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数が加算されます。

〇サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると 20 分×3 回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位×3回と算定することとなります(広島県 QA24.3.29 掲載参照)。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、 通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、 1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の額を 請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

令和6年6月1日改定

	<u> </u>	護療養費単位一覧表(令和6年6月改定)						
	-L 0	①医療保険 訪問看護療養費(精神科以外)			. 1	dr± 4	②医療保険 精神科訪問看護療養費	
1		明看護基本療養費(I)			1		神科訪問看護基本療養費(I)	
	1	保健師、助産師、看護師(ハを除く)	E E E O			1	保健師、助産師、看護師又は作業療法士	E E E O
		(1)週3日目まで	5,550	H			(1)週3日目まで30分以上	5,550
		(2)週4日目以降	6,550				(2)週3日目まで30分未満	4,250
	ш	准看技師	F 0F0				(3)週4日目まで30分以上	6,550
		(1)週3日目まで	5,050			_	(4)週4日目まで30分未満	5,100
		(2)週4日目以降	6,050				准看技師 (4) 潤 0 日 日 古 で 20 (2) 以 し	F 0F0
	/\	悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る	10.050				(1)週3日目まで30分以上	5,050
		専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850				(2)週3日目まで30分未満	3,870
	_	四兴庆壮工 化米庆壮工 三三时尚上	F FF0				(3)週4日目まで30分以上	6,050
_		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550		_	₩≠ 4	(4)週4日目まで30分未満	4,720
2		問看護基本療養費(Ⅱ)					申科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
		一建物居住者で同一複数者				1	保健師、助産師、看護師又は作業療法士	
	1	保健師、助産師、看護師(ハを除く)	F F F 6				(1)同一日に2人	F FF0
		2人(1)週3日目まで	5,550				①週3日目まで30分以上	5,550
		2人(2)週4日目以降	6,550				②週3日目まで30分未満	4,250
		3人(1)週3日目まで	2,780	+			③週4日目まで30分以上	6,550
	_	3人(2)週4日目以降	3,280		-		④週4日目まで30分未満	5,100
		准看技師					(2)同一日に3人以上	0.700
		2人(1)週3日目まで	5,050	+			①週3日目まで30分以上	2,780
		2人(2)週4日目以降	6,050	+			②週3日目まで30分未満	2,130
		3人(1)週3日目まで	2,530	+			③週4日目まで30分以上	3,280
		3人(2)週4日目以降	3,030				④週4日目まで30分未満	2,550
	71	悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る			-		准看技師	
		専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし)	12,850		-		(1)同一日に2人	
	=	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士					①週3日目まで30分以上	5,050
		(1)同一日に2人	5,550				②週3日目まで30分未満	3,870
		(2)同一日に3人以上	2,780				③週4日目まで30分以上	6,050
3	訪問	問看護療養費(Ⅲ)外泊中の訪問看護					④週4日目まで30分未満	4,720
		(管理療養費なし)	8,500				(2)同一日に3人以上	
							①週3日目まで30分以上	2,530
							②週3日目まで30分未満	1,940
							③週4日目まで30分以上	3,030
							④週4日目まで30分未満	2,360
							申科訪問看護療養費(Ⅳ)	8,500
					\rightarrow		白中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣	
							定める疾病の場合は2回)	
		別地域訪問看護加算→基本療養費の50/100					引地域訪問看護加算→基本療養費の50/100	
)	緊急	急時訪問看護加算(月14日目まで)	2,650		2	精剂	神科緊急時訪問看護加算(月14日目まで)	2,650
		(月15日目以降)	2,000				(月15日目以降)	2,000
		療所、在宅療養支援病院の指示)					療所、在宅療養支援病院の指示)	
)		病等複数回訪問加算			2		申科複数回訪問加算	
	1	1日に2回の場合				1	1日に2回の場合	
		(1)同一建物内1人又は2人	4,500				(1)同一建物内1人又は2人	4,500
		(2)同一建物内3人以上	4,000				(2)同一建物内3人以上	4,000
		1日に3回以上の場合					1日に3回以上の場合	
		(1)同一建物内1人又は2人	8,000				(1)同一建物内1人又は2人	8,000
		(2)同一建物内3人以上	7,200				(2)同一建物内3人以上	7,200
)		寺間訪問看護加算	5,200		-		時間精神科訪問看護加算	5,200
	(90	分を超える訪問看護:週1回、別に厚生労働大臣				(90	分を超える訪問看護:週1回、別に厚生労働大臣	
	がに	定める場合:週3回)				がテ	定める場合:週3回)	
)	乳丝	切児加算 厚生労働大臣が定める者	1,800					
		上記以外	1,300					
)		数名訪問看護加算					数名精神科訪問看護加算	
	(1)	人以上の看護職員との同行				(1,	人以上の看護職員との同行	
	1	他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施				1	他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施	
		(1)同一建物内1人又は2人	4,500				(1)1日に1回の場合	
		(2)同一建物内3人以上	4,000				①同一建物内1人又は2人	4,500
		他の准看護師と同時に実施					②同一建物内3人以上	4,000
		(1)同一建物内1人又は2人	3,800				(2)1日に2回の場合	
		(2)同一建物内3人以上	3,400				①同一建物内1人又は2人	9,000

						②同一建物内3人以上	0 100
	/ \	その他職員と同時に実施 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)				(3)1日に3回以上の場合	8,100
			2.000				4 500
		(1)同一建物内1人又は2人	3,000				4,500
	_	(2)同一建物内3人以上	2,700				3,000
	-	その他職員と同時に実施			ш	他の准看護師と同時に実施	
		(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)				(1)1日に1回の場合	
		(1)1日に1回の場合					3,800
		①同一建物内1人又は2人	3,000			②同一建物内3人以上	3,400
		②同一建物内3人以上	2,700			(2)1日に2回の場合	
		(2)1日に2回の場合				①同一建物内1人又は2人	7,600
		①同一建物内1人又は2人	6,000			②同一建物内3人以上	6,800
		②同一建物内3人以上	5,400			(3)1日に3回以上の場合	
		(3)1日に3回以上の場合				①同一建物内1人又は2人 1	2,400
		①同一建物内1人又は2人	10,000				1,200
		②同一建物内3人以上	9,000		/\	その他職員と同時に実施	
			-,			(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	
							3,000
							2,700
$\overline{}$	力量目	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	2,100		75= =		2,100
J				-10°			
	深化	<u>友訪問看護加算</u>	4,200	_	深值	<u> </u>	4,200
=+ F	8至-	#		<u>-</u> +-=	B ##-	举车	
初信		護管理療養費		記方に		護管理療養費	
	1	月の初日の訪問	7.0-0		1	月の初日の訪問	7.075
		二 訪問看護管理療養費	7,670				7,670
	2	2日目以降		_	2	2日目以降	
		訪問看護管理療養費1	3,000	\perp			3,000
		訪問看護管理療養費2	2,500			訪問看護管理療養費2	2,500
0	24₽	時間対応体制加算口(1月につき)	6,520	0	248	時間対応体制加算口(1月につき)	6,520
0	退防	完時共同指導加算	8,000	0	退	院時共同指導加算	8,000
0	特別	引管理指導加算	2,000	0	特別	別管理指導加算	2,000
0	退防	完支援指導加算(退院日)	6,000	0	退	院支援指導加算(退院日)	6,000
		完支援指導加算(退院日・長時間)	8,400				
		宅患者連家指導加算(月に1回)	3,000	0	在9	宅患者連家指導加算(月に1回)	3,000
	-	宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000				2,000
		別管理加算(1月につき)	_,,,,,			別管理加算(1月につき)	_,000
_		特別な管理のうち重症度の高い場合	5,000	1	197		5,000
		特別な管理を要する場合	2,500				2,500
\cap		では、 ・介護職員連携強化加算	2,500		# :		2,500
		受り では 受性 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	2,500			神科重症患者支援管理連携加算	2,300
0	守!]官垤加昇(1月1回に限り)	2,300	-			0.400
							8,400
					ш	精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800
_	=1.0	阳毛-林-林			=1.5	羽毛************************************	
O		問看護情報提供療養費(1月につき)	4 500			問看護情報提供療養費(1月につき)	4 500
		訪問看護情報提供療養費1(市区町村等)	1,500				1,500
		訪問看護情報提供療養費2(学校等)	1,500				1,500
	3	訪問看護情報提供療養費3(保健医療機関等)	1,500		3	訪問看護情報提供療養費3(保健医療機関等)	1,500
_							
0		問看護ターミナルケア療養費(1月につき)		0	訪問	問看護ターミナルケア療養費(1月につき)	
		訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000			訪問看護ターミナルケア療養費1 2	5,000
	他σ	D訪問看護ステーションにおいて算定している場合は算定不	可		他の	D訪問看護ステーションにおいて算定している場合は算定不 可	
		訪問看護遠隔死亡診断補助加算	1,500				
0	訪問	問看護ベースアップ評価料 I	780	0	訪問	問看護ベースアップ評価料 I	780
	医疗	療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携	強化				
		【施設基準の変更】		_			
		(1)18歳未満の超重症児又は準超重症児	A		, 10		
		(2)18歳未満の児童であって、特掲診療費の施設基準					
		(3)18歳未満の児童であって、特掲診療費の施設基準	寺別表第	八に掲	ける	0百	
				-			
				-			

苦情相談解決に向けて

― 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 ―

指定サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第36条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 管理者
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師

常設窓口(連絡先) 電話 0848-76-2811

3 第 三 者 委 員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員

(尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける(苦情申出人が第三者委員に直接申し出ることも可)。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 管 理 者 (苦情受付担当者) 主任看護師

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- 4 市町村等の紹介

苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、市町村等の窓口に紹介する。

重要事項説明書(介護予防訪問看護)

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所 在 地	広島県尾道市御調町市107-1
事業所指定番号	3464190010(広島県指定)
管理者・連絡先	訪問看護師長
自	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大
	字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿
	町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び並びにして介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」第63条及び第64条に規定する人員に関する基準を下回らないものとします。

(1) 管理者(保健師又は看護師) 1名

(2) 保健師、看護師、准看護師2.5名以上(3) 理学(作業)療法士又は言語聴覚士3名以上

(4) その他職員 必要数

3 営業日及び時間

営業日 月曜日~金曜日 8:30~17:15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日 ~1月3日)

なお、緊急対応 (連絡) 体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

◎ 平日(昼間)の連絡先○ 夜間・休日連絡先○ 0848-76-2811○ 090-1015-3660

4 利用者負担金

(1) 介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

利用料については「別紙1」をご参照ください。

(2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

(3) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに 当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただ きます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

介護予防訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつ ぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所 は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL (生活の質) の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に擁護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条(秘密保持)及び公立みつぎ総合病院個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及び 目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状況など必要な事項を記録し、身体 拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 相談窓口、苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応 します。

	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号 0848-76-2495
尾道市北部地域包括支援センター	FAX番号 0848-77-0033
	責任者 管理者 北部地域包括支援センター長
	対応時間 平日8:30 ~ 17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

〇次の公的機関においても、苦情甲出等の相談	淡ができます。
尾道市御調保健福祉センター	所在地 尾道市御調町市107番地1
健康福祉係	電話番号 0848-76-2235
(左)水(田)正(八	FAX番号 0848-77-0033
 尾道市福祉保健部高齢者福祉課	所在地 尾道市久保1丁目15番1号
介護保険係	電話番号 0848-38-9440
月設体映 床	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課	所在地 三原市港町3丁目5番1号
介護保険係	電話番号 0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課	電話番号 0848-67-6050
国保医療係	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地 世羅郡世羅町本郷947番地
世種町伸性球局駅有地域也拉叉接係	電話番号 0847-25-0072
 世羅町健康保険課保険係	電話番号 0847-25-0134
世報中]])建筑体映床体映床	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部介護保険課	所在地 府中市府川町315番地
介護福祉係	電話番号 0847-40-0222
	所在地 府中市広谷町919番地3(リ・フレ内)
府中川庭泉福祉司庭泉推進誌 元気づくり係	電話番号 0847-47-1310
ルメントが徐	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談
険担当課	することができます。
	所在地 広島市中区東白島町19番49号
広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783
(国保連)	FAX番号 082-511-9126
	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
	所在地 広島市中区基町10番52号
広島県医療安全支援センター	電話番号 082-513-3058
	対応時間 平日 13:00 ~ 16:00
広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 広島県広島市南区比治山本町12-2
仏島県社会福祉協議会)	電話番号 082-254-3419
(公局宗社女僧社)が親女/ ※福祉サービス全般	FAX番号 082-569-6161
次1世111 リー	対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

Oまた、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

しかに、女川段心に守に 20・5川町の八足		79日の田旦明小心口は以下のこのうです。
	所在地	広島県尾道市古浜町26-12
		広島県東部厚生環境事務所
 広島県介護保険審査会		厚生課 厚生推進係
	電話番号	0848-25-2011 (代表)
	FAX番号	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市(公立みつぎ総合病院) (種別 : 市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院
	電話 0848—76-1111 (代表)
	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を
尾道市御調町	実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構
の概要	築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と
	して位置づけられています。
	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)、訪問看護
尾道市御調町の	ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(介護
介護保険	予防通所介護等)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療
サービス	養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
	ホームヘルパーステーション(訪問介護等)等

[別紙1]

(1) 介護保険サービスの利用料

予防訪看 I 1 20 分未満 週1回以上20分以上の訪問を行った場合に限り 2 人以上による場合 (30 分未満 +254 予防訪看 I 2 初 分 未満 2 人以上による場合 (30 分未満 +254 予防訪看 I 3 初 分 以上 60 分未満 2 人以上による場合 (30 分未満 +254 2 人以上による場合 (30 分未満 +254 2 人以上による場合 (30 分 以上) +402 予防訪看 I 4 初 1 2 人以上による場合 (30 分 以上) +402 予防訪看 I 1 初 1 2 人以上による場合 (30 分 以上) +402 予防訪看 I 1 初 1 2 人以上による場合 (30 分 以上) +402 予防訪看 I 1 初 1 初 1 和 1	303 557 451 705 794 1, 048 1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407 284
予防訪看 I 2 30 分未満 予防訪看 I 2・複 11 2 人以上による場合 (30 分未満) +254 予防訪看 I 3・複 11 2 人以上による場合 (30 分未満) +254 予防訪看 I 3・複 12 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 4・複 11 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 4・複 11 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 1・複 21 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 1・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 3・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 4・複 21 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 21 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	451 705 794 1, 048 1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
有護師・保健師・	705 794 1, 048 1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
(保健師) 予防訪看 I 3・複 12 2 人以上による場合 (30 分未満) +254 予防訪看 I 4 (60 分以上 90 分未満 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 4・複 11 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 看護補助者の行による場合 I 3・複 21 同行 30 未満 20 分防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 22 予防訪看 I 4・複 22 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上 看護補助者同行による場合 (30 分以上) +317	794 1, 048 1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
(保健師) 予防訪看 I 3・複 12 2 人以上による場合 (30 分未満) +254 予防訪看 I 4 (60 分以上 90 分未満 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 予防訪看 I 4・複 11 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 看護補助者の行による場合 I 3・複 21 同行 30 未満 20 分防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 3・複 22 予防訪看 I 4・複 22 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上 看護補助者同行による場合 (30 分以上) +317	1, 048 1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪看 I 4・複 11 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 4・複 12 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 1・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 2・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	1, 196 1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪看 I 4・複 11 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 4・複 12 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 1・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 2・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	1, 090 1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪看 I 4・複 11 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 4・複 12 2人以上による場合 (30 分末満) +254 予防訪看 I 1・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 2・複 21 同行 30 未満 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	1, 344 1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪看 I 4・複 12 2 人以上による場合 (30 分以上) +402 看護補助者同行による場合 (30 分以上) +402 同行 30 未満 予防訪看 I 2・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	1, 492 504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪看 I 1・複 21 同行 30 未満 看護補助者同行による場合 (30 分未満) +201 予防訪看 I 2・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上 看護補助者同行による場合 (30 分以上) +317	504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
有護補助 予防訪看 I 2・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	504 652 995 1, 291 1, 111 1, 407
有護補助 予防訪看 I 2・複 21 予防訪看 I 3・複 21 予防訪看 I 4・複 21 予防訪看 I 3・複 22 同行 30 分以上 予防訪看 I 4・複 22 同行 30 分以上	995 1, 291 1, 111 1, 407
予防訪有 1 4 · 複 22	1, 291 1, 111 1, 407
予防訪有 1 4 · 複 22	1, 111 1, 407
字\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1, 407
字\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1, 407
	284
	207
予防訪看 I 5・複 11 1日 2 回まで 2 人以上による場合 (30 分未満) +254	538
療	686
**	142
1日3回(60分)の場合 142×3=426	(426)
国が指定する中山間地 所定の単位の 5%加算	
予防訪看中山間地域 域等に居住する者へサ 通常のサービス提供地域 事業の概要参照)を超え	たて予防訪問 5%加算
等提供加算 一ビス提供加算 看護を提供する場合	
予防緊急時訪問看護 1月 月に 2 回目以降の緊急訪問については、早朝夜間移	R夜に係る加 E7.4
<u>給</u> 加算Ⅱ1	574
支給 加算 II 1 第を算定する 取度 額 外 1月 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留い等を利用している状態等 本字酸素療法指導管理等を受けている状態や直皮を	電力テーテ 500
	500
マルサログエ	E超える褥瘡 250
加 プル特別管理加昇 ロ の状態等	250
予防訪看サービス提 1回につき 7年以上の経験者を3割以上配置し、研修等を定期	小に実施して 6
供体制加算 いる	0
予防訪問看護 12 月超減算 1 回につき 利用を開始した日の属する月から起算して、12 月を	と越えた機関 一ち
アドリカ川中省 長 12 万 足山火子 に療法士等が行う介護予防訪問看護を行った場合減済	
予防訪看退院時共同指導加 1 回 國院後初回訪問時	600
算 (特別管理加算を算定する状態のものにあっては2[<u> </u>
初 予防訪問看護初回加算 I 月 退院日看護師が初回訪問し、新規看護計画作成した利回 スロー・オリア・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・	利用者 350
回 予防訪問看護初回加算 I 退院翌日以降に初回訪問し、新規看護計画作成した	場合 300

[※]上記表は通常時間帯(午前8時から午後6時)の介護給付費です。

支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。

〇訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。 准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

- ○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。
 - 早朝(6 時~8 時まで)夜間(18 時~22 時まで) 25%加算
 - ・深夜(22 時~6 時まで) 50%加算

O2 人以上が訪問を行なう場合とは

- ①利用者の身体的理由(体重が重い等)により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

○90 分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

〇退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に 入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。 以下同じ。)を活用して行うこともできます。

〇サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると 20 分 \times 3 回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位 \times 3 回と算定することとなります(広島県 Q&A24.3.29 掲載参照)。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、 通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、 1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の 額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

令和6年6月1日改定

苦情相談解決に向けて

― 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 ―

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 34 条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定介護予防訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 管理者
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師

常設窓口(連絡先)電話 0848-76-2811

3 第 三 者 委 員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員

(尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける(苦情申出人が第三者委員に直接申し出ることも可)。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 管 理 者

(苦情受付担当者) 主任看護師

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- 4 市町村等の紹介

苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、市町村等の窓口に紹介する。